

令和8年度 姫路市立伊勢小学校

いじめ防止基本方針



やさしく
かしこく
たくましく

姫路市立伊勢小学校 いじめ防止基本方針

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、人として決して許されない行為である。しかしながら、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりえるものである。このことを十分に認識したうえで、本校児童が、楽しく生き生きと安心して過ごせる学校となるよう、「姫路市立伊勢小学校 いじめ防止基本方針」を策定し、組織的・継続的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいく。

1. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

《いじめ防止対策推進法より》

2. いじめの基本認識

- いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりえるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめにおいては、加害と被害が入れ替わりながら、双方を経験する場合もある。
- 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- いじめは、その様態により暴行、恐喝、強要、名誉棄損、侮辱等の刑罰法令に抵触する可能性がある。
- いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者からいじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者への返還を促すことが重要である。

《「いじめ対応マニュアル」兵庫県教育委員会より》

II いじめの防止等に関する取り組み

1. 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめ防止等全体に係る内容について実効性を保つよう、具体的な実施計画や実施体制を定める。

2. 「いじめ対応チーム」の設置

(1) 構成

校長、教頭、生徒指導担当、学年担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他の必要な関係者

(2) 役割

- (ア) いじめ防止対策のための年間指導計画の作成・実行、校内研修の計画・実施
- (イ) 実態把握や情報収集を目的とした取り組み
- (ウ) いじめに係る情報を認知した際の組織的な対応
- (エ) 事実関係の把握といじめか否かの判断
- (オ) いじめを受けた児童に対する支援・いじめを行った児童に対する指導の体制・対応方針決定
- (カ) 保護者や地域への情報提供
- (キ) 学校いじめ防止基本方針の見直し

3. いじめの未然防止

- (1) いじめを許さない雰囲気づくり
児童集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは決して許されない行為である」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力の育成
学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、人権感覚を身に付け、人権意識の高揚を図るとともに、豊かな人間性と社会性を育み、心の教育の充実を図る。
- (3) 確かな学力の育成
基礎的・基本的な知識・技能の習得を図り、探求的な学びにつなげていくことで、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、確かな学力を育成できるよう努める。
- (4) 自己肯定感・自己有用感の育成
学校の教育活動全体を通じて、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくり・居場所づくりに取り組み、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験をさせることで、児童の自己肯定感・自己有用感が高められるような教育活動を行っていく。
- (5) 教職員の協力協働体制
教職員の共通理解の場を確保し、教職員が普段から学級経営や授業、生徒指導について、尋ねたり相談したりしながら組織的に問題に対応できる体制を構築していく。

4. いじめの早期発見

- (1) アンケート調査や教育相談の実施
定期的なアンケート調査や教育相談（原則学期に1回）を実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。期間外であっても、アンケートの内容や児童の様子の変化により、タイミングを逃さず教育相談を行う。
- (2) 教職員と児童との信頼関係の構築
児童が相談しやすい環境づくりを進めるために、日常的な人間関係作りに努め、教職員と児童の信頼関係の構築を図る。また、教職員は日々の観察によって児童の変化に気づく力を高め、いじめの兆候を察知しようとする姿勢をもつ。
- (3) 家庭や地域との連携
保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、地域とも連携を密に行い、家庭や地域と一体になって児童を見守り、健やかな成長を支援する。
- (4) 教職員間の情報共有
アンケートや教育相談などで知り得たいじめについての情報については、どんな些細な内容であっても教職員全体で共有する。
- (5) 教育相談体制の整備
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの相談体制を整備し、相談の中から出てきた情報を共有し、いじめの早期発見につなげる。
- (6) チェックリストの活用
いじめ早期発見のためのチェックリストを活用し、学級集団や子どもの変化を見逃さずに、いじめの芽を摘みとる意識を高める。

5. いじめの早期対応

- (1) 正確な事実把握
 - ア 当事者双方及び周りの児童から個々に聴き取りを行い、詳細に記録を取る。
 - イ 関係教職員と情報を共有し、事実を正確に把握する。
- (2) 指導体制、方針の決定
 - ア 指導のねらいを明確にする。
 - イ 全ての教職員の共通理解を図る。
 - ウ 対応する教職員の役割分担を行う。
 - エ 教育委員会や関係機関との連携を図る。

(3) 児童への指導・支援

ア いじめを受けた児童や、情報を提供した児童を保護し、心配や不安を取り除く。

イ いじめを行った児童に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは、決して許されない行為である」ことを徹底した指導を行うとともに、その児童の成長につながるような働きかけを行う。

(4) 周りの児童への指導

学級内で起こったことへの当事者意識をもたせる。

(5) 保護者との連携

直接面談し、具体的な事実を伝え、対応策や今後の学校との連携方法を確認する。

(6) 事後の対応

ア いじめを受けた児童の不安感がなくなるまで継続した見守りを行う。

イ 関係児童や保護者も交えた関係修復に向けて取り組む。また、いじめの解消については、本人及びその保護者への面談等により確認する。

ウ いじめを行った児童の状況に応じ、適切な関係機関との連携を進める。

エ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。

オ いじめを見ていた児童にも、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

6. ネット上のいじめへの対応

教職員は、インターネットやスマートフォン・ゲーム機等による危険性（匿名性・被害の回復の難しさ・疎外の受けやすさ等）を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の情報を把握し、情報モラルに関する指導力の向上を図る。

さらに、保護者と連携し、児童のスマートフォン（携帯電話）等の使い方等ささいな変化に注意し、目が行き届きにくいネット上のいじめの早期発見に努める。

「インターネットを通じて行われるいじめ」を発見した場合は、保護者の責任を原則とした上で、被害者保護の観点から、資料・証拠の確保・児童からの聴き取り・書き込みや画像の削除等必要な対応を迅速に図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反などの事案によっては警察等の専門的な機関と連携を図っていく。

Ⅲ いじめ重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（1号：生命・心身・財産重大事態）
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（2号：不登校重大事態）

《いじめ防止対策推進法 第28条 第1項より》

(2) 重大事態が発生した場合の対応

学校が重大事態であるという判断をした場合は、速やかに姫路市教育委員会に報告するとともに、「いじめ対応チーム」等の校内組織を母体とし、市教育委員会や「学校サポートスクラムチーム」と連携を図りながら、ガイドライン（いじめ重大事態の調査に関するガイドライン）をもとに、適切かつ迅速に事態の解決にあたる。

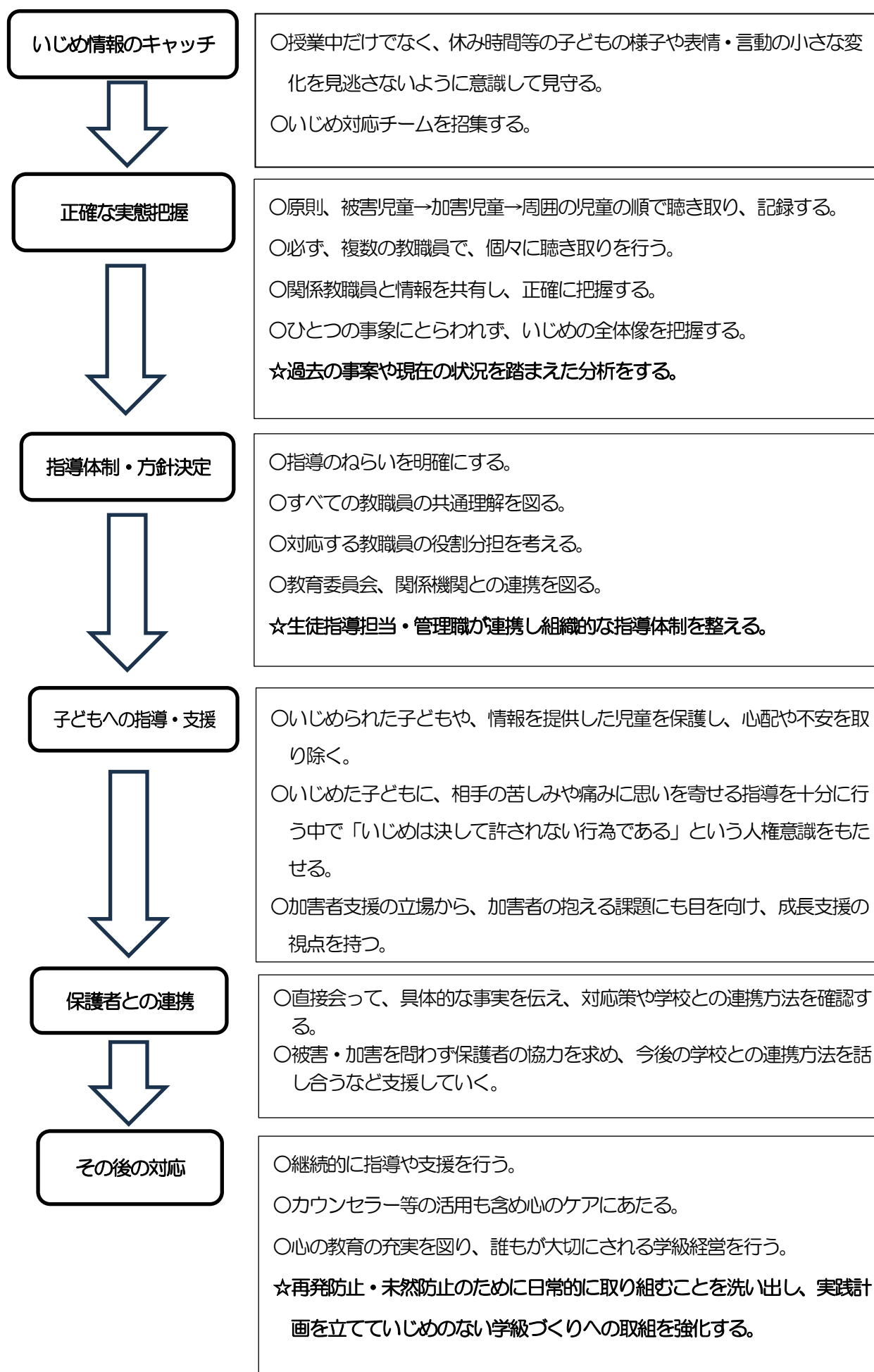
～別添え資料一覧～

別紙1 「いじめ対応の基本的な流れ」

別紙2 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」

別紙3 「緊急時（いじめ事案の認知・発生時）の組織的対応について」

別紙4 「年間指導計画」



いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている「集団」

- | | |
|--|--|
| ☐ 朝 いつも誰かの机が曲がっている | ☐ 教職員がいないとそうじがきちんとできない |
| ☐ 掲示物が破れていたり、落書きがあつたりする | ☐ 靴箱が乱れていたり、ごみ箱があふれたりしている |
| ☐ 班にすると、机と机の間に隙間がある | ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある | ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある |
| ☐ 学級やグループの中で、絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる | |
| ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある | |
| ☐ 授業中、教職員に見えないようにいたずら（消しゴム投げ、手紙回覧など）をする | |

「いじめられている」児童

● 日常の行動や表情の様子から

- | | |
|---|---|
| ☐ わざとらしくはしゃいでいる | ☐ おどおど・にやにや・にたにたしている |
| ☐ 小さな物音にも敏感に反応する | ☐ 下を向いて視線を合わそうとしない |
| ☐ 顔色が悪く、元気がない | ☐ 遅刻・欠席・早退が多くなる |
| ☐ 一人で下校することが増える | ☐ とくどき涙ぐんでいる |
| ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | |
| ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。 | |
| ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりしている | |

● 授業中や休み時間の様子から

- | | |
|---|--|
| ☐ 発言すると友だちから冷やかされる | ☐ 一人でいることが多い |
| ☐ 班編成の時に孤立しがちである | ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる |
| ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | ☐ 決められた座席と違う席に座っている |
| ☐ 教職員の近くにいたがったり、話しかけたまま離れようとしなかったりする | |
| ☐ 教職員がほめると、冷やかされたり陰口を言われたりする | |

● 昼食の様子から

- | | |
|--|--|
| ☐ 好きなものを他の子どもにあげている | ☐ 他の子どもの机から机を少し離している |
| ☐ 教室で一人離れて食べている | ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする |
| ☐ 昼食時になると一人教室から出ていく | ☐ 食べ物にいたずらされている |

● 清掃時の様子から

- | | |
|--|---------------------------------------|
| ☐ いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている | ☐ 一人離れて掃除をしている |
|--|---------------------------------------|

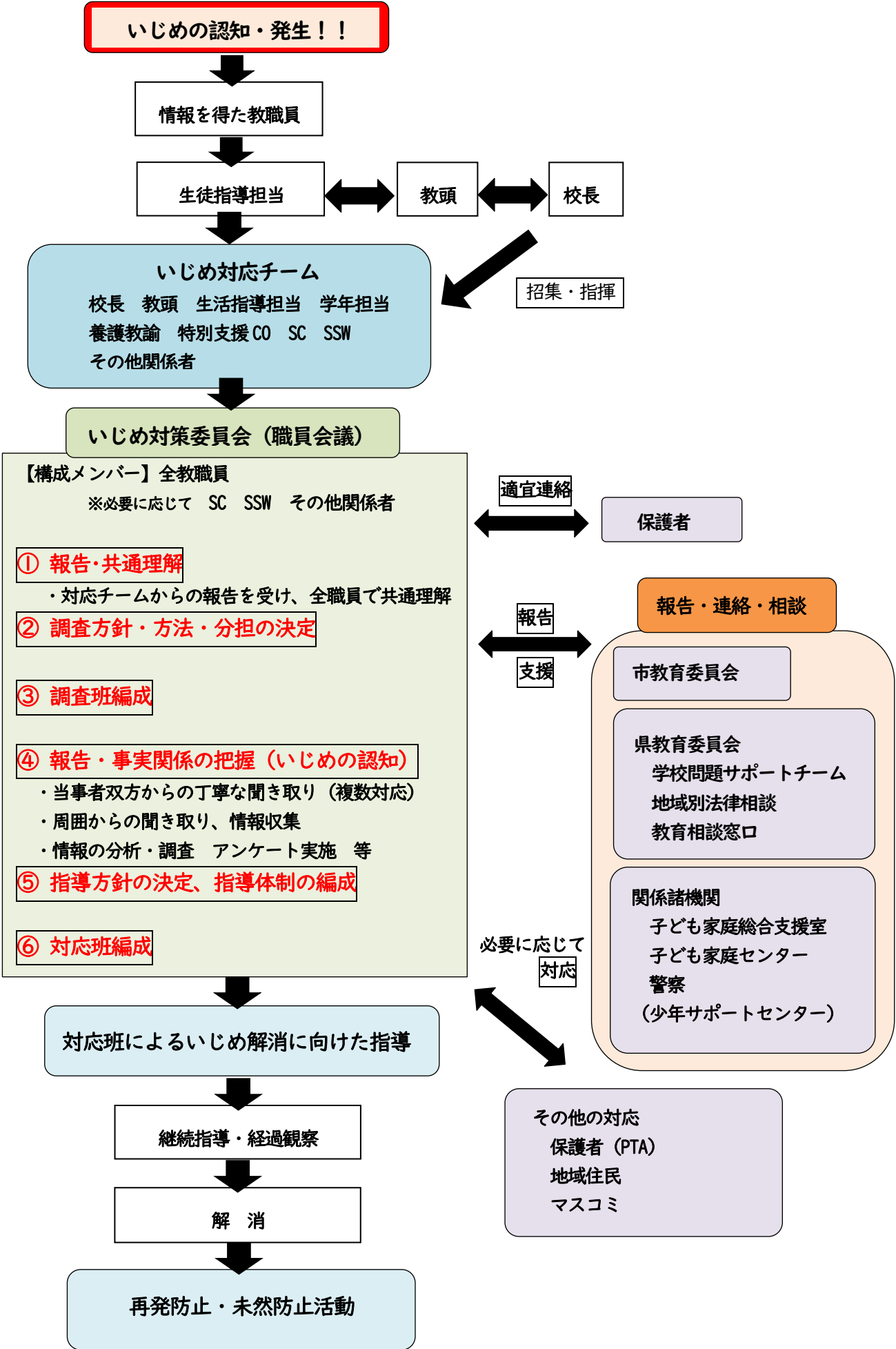
● その他

- | | |
|---|--|
| ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | ☐ 持ち物や机、ロッカーなどに落書きをされる |
| ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする | ☐ 靴など持ち物の置き場所が勝手に変わっている |
| ☐ ボタンがとれたりポケットが破れたりしている | ☐ 服に靴の跡がついている |
| ☐ 理由もなく成績が突然下がる | ☐ 手や足にすり傷やあざがある |
| ☐ けがが増える。また、その状況と本人が言う理由が一致しない | |
| ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする | |

「いじめている」児童

- | | |
|---|--|
| ☐ 多くのストレスを抱えている | ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| ☐ あからさまに教職員の機嫌をとる | ☐ 教職員によって態度を変える |
| ☐ 教師が近づくと集団が黙り込む | ☐ 教師が近づくと集団が分散する |
| ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない | ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ |
| ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す | ☐ 活発に活動するが、他の子どもにきつい言葉を使う |
| ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする | ☐ 発言の中に差別意識が見られる |

緊急時（いじめ事案の認知・発生時）の組織的対応について



伊勢小学校 年間指導計画

	職員会議等	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	学級その他の取り組み
4月	・いじめ対応共通理解 ・基本方針・計画の作成	・職員研修		・学級経営案作成 ・担任の学級児童へのいじめ撲滅宣言
5月	・保護者、地域向け啓発および発信			
6月	生活指導委員会 (毎月・全職員) 以下事案発生時 臨時職員会議 	・学校評議委員会	・いじめアンケート	・「学びのすすめ」の活用
7月		・小中連絡会	・個人懇談会	・ストレスマネジメント、自殺予防教室 ・学級経営案振り返り ・夏休み生活指導
8月		・小中合同カウンセリング グマインド研修		・学校評価委員会
9月				
10月				・ライフスキル学習 ・道徳の授業参観
11月			・いじめアンケート	・学校評価委員会
12月		・学校評議委員会 ・薬物乱用防止教室 (隔年開催)	・個人懇談会	・冬休み生活指導 ・学級経営案振り返り
1月				・ネットモラル教室
2月		・学校評議委員会	・いじめアンケート	・ライフスキル学習 ・学校評価委員会
3月		・小中連絡会 ・保幼小連絡会		・「学びのすすめ」の見直し ・春休み生活指導

※「学びのすすめ」とは、林田中校区で取り組んでいる小中一貫のライフスキル教育の取り組みである。